

- II 一般のストロークの活用と共に競争に依りて之を後進を不運する。
- (4) 自主的工場委員組織に就て
  - I 大衆組織のため自主的工場委員会組織の前提として工場分会を組織すること。
  - II 工場分会は地元の微細なものなりとも吾等の利益のため必動の基礎を造ること。
  - III 工場委員会を組織し特定の又は一般の工場内の組織運動を一層進めること。
  - IV 自主的工場委員の確立と共に各地工場委員会の統一を計ること。
  - ⑤ 未組織地方擴大運動の連絡についで
    - I 各地競争によりて獲得したる有効なる策略を普及すること。
    - II 中央より定期的又其の他の方法によりオルガナイザー（組織者）を派遣すること。
  - III 未組織地方団体も中央との連絡を緊密にすること。
  - (6) 地方的団体の統一の共同政策に就いて
    - I 地方的産業工場の一の運動を計ること。

II 地方的運動の基礎を造るため、各地方ナルオナイザーの懇談会を地元の開催すること。

III 地方的友誼団体との共同政策と組織運動の緊密を計ること。

● 臨時産備制度撤廃に関する決議案

授 田 東 全 局 勞 働 組 合

【決議文】

本大会は資本家階級が労働条件の不審なる欲下を容易ならしめ人本論め及労働階級の團結を妨害する唯一の方法として採用せる臨時産備制度に反対し之が撤廃の爲めに次の手段を以て闘ふことを決議す。

【実行方法】

- ① 機関紙、演説会、研究会及び其の他の集会に於いて臨時産備制度の労働者に及ぼす害を不断に知りしめる事。
- ② 臨時職工の解雇が行はれる場合、組合はその不審に於いて徹底的に闘ふこと。
- ③ 臨時産備制度を採用せる工場に筆談の要求したる場合は之が撤廃の要求条件の中に入れること。
- ④ 臨時産備制度撤廃のたれにありける労働団体と協力して運動を起すこと。